

奨学金制度



Q 奨学金の貸与を受けることができるのは？

A 看護師の養成施設^{*1}に在学する学生、または入学予定の学生で、看護師資格取得後、法人での就業を希望する方になります。

ただし、類似の奨学金^{*2}を既に受給している方、または、これから受給しようとする方は対象外となります。

*1 保健師助産師看護師法第 21 条第 1 号に規定する大学又は同条第 2 号に規定する学校

*2 看護師として特定の病院等に勤務することを条件とした奨学金

Q 貸与期間は？

A 貸与期間は、貸与を決定した年度の 4 月から卒業するまでの期間になります。

ただし、養成施設が定める正規の修学年限の範囲内となります。

Q 貸与額は？

A 貸与する額は、月額 60,000 円となります。

Q 貸与の申請に必要な書類は？

A 以下の書類となります。

- ① 奨学金貸与申請書（様式第 1 号）
- ② 在学証明書
- ③ 成績証明書（1 年以上在学している方）
- ④ 入学する予定であることが確認できる書類（入学予定の方）
- ⑤ その他理事長が必要と認める書類

上記申請には、連帯保証人 2 名が必要となります。





Q 貸与申請後の流れは？

A 申請書が提出された後に、その内容を審査のうえ貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知します。

その決定を受けた方については誓約書（様式第 2 号）を提出していただきます。

Q 貸与は取り消しになったりするの？

A 以下のいずれかの事由に該当するときは、取り消しになる場合があります。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ④ 奨学金の貸与を辞退したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 偽りその他不正の手段により奨学金の貸与を受けたとき
- ⑦ その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

Q 返還については？

A 返還の免除制度があります。

卒業した日から 1 年間のうちに看護師等の免許を取得し、かつ、直ちに法人の看護師等として採用され、引き続き奨学金貸与期間に相当する期間^{*3}、業務に従事したときは全額の返還免除となります。この場合、返還免除申請書（様式第 3 号）を提出していただきます。

また、下記の場合は、貸与を受けた奨学金に利息（年 3%）を付した額を一括返還となります。

- ① 貸与の決定が取り消されたとき
- ② 卒業から 1 年経過するまでに看護師等の免許を取得できなかったとき
- ③ 免許を取得した後、直ちに法人の看護師等として採用されなかったとき
- ④ 採用後、貸与期間に相当する期間、業務に従事しなかったとき

^{*3} 負傷又は疾病による休職、育児休業等その他やむを得ない事由により、業務に従事できなかった期間は除きます。

地方独立行政法人西都児湯医療センター奨学金貸与規程

詳しくは事務局（財務人事課 ☎0983-32-5500）までお問い合わせください

